

令和7年2月27日

令和7年2月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和7年2月27日(木) 午後1時30分～2時5分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(13人)

会長	14番	小濱	邦臣				
副会長	6番	中村	正治				
委員	1番	大神	平	2番	中西	壽男	
	4番	矢頭	周	5番	久保	睦子	
	7番	南野	悟	8番	吉田	公俊	
	9番	早川	訓男	10番	谷山	正昭	
	11番	池田	洋一	12番	大西	清一	
	13番	西林	肇				

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	西ノ坊	嘉治	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	小川	範久
第5地区	川端	稔	第6地区	森	善隆
第7地区	松本	好博			

5 欠席委員(1人)

3番 入交 享子

6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	浅野	貴士	事務局次長	松下	伸弘
主任	大畑	利枝			

7 議事録署名委員

9番 早川 訓男 10番 谷山 正昭

8 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案

- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による地域計画の策定
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（専決処理分）
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知

9 会議の概要

議長

ただいまから、令和7年2月定例会を開催いたします。
現在の出席委員は、13名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は7名でございます。

議長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長

ご異議なしと認め、議席番号9番、早川訓男委員、並びに議席番号10番、谷山正昭委員をご指名申し上げます。

議長

これより、付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、4件を議題といたします。
それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
大畑主任。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。
議案第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、4件、11筆、10,881平方メートルについてござい

ます。

1項目から5項目について、ご説明申し上げます。

転借人は、いずれも大阪版認定農業者で、権利関係は賃借権、解除条件付、10年の新規設定となっております。

次に、6項目から11項目については、転借人は法人で、権利関係は賃借権、解除条件付、5年の再設定です。

いずれも転借人は、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれます。

また、6項目から11項目の法人は、その法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められます。

いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、4件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、原案のとおり、大阪府みどり公社に対し要請をいたします。

議 長

次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による地域計画の策定を議題といたします。

なお、本件につきましては、事前に茨木市農林課職員の出席を求めておりますので、諮問の内容につきまして、説明を求めます。

農林課、正木推進係長。

農林課

地域計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、その素案について、農業委員会の意見聴取を行うものとなっておりますことから、この度、お諮りさせていただくものになります。

この地域計画ですが、昨年から、該当地区の皆様については多大なご協力をいただきましたことに、改めてこの場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

この場には該当地区のご担当でない委員の皆様もいらっしゃいますことから、改めて、その概要を含めまして、ご説明を差し上げたく存じます。

それでは、議案第2号の資料をご確認いただければと思います。

この資料に沿いまして説明を申し上げます。

まず、この地域計画ですが、これまでの経過としましては、法律の改正によりまして、市街化調整区域の農地について、地域計画の策定が義務づけられたものとなっております。

茨木市では、おおむね実行組合単位で地域をゾーニング、分割しまして、42地区で策定という流れとなっております。

当初は、45地区としておりましたが、協議の結果、郡と郡山、宿川原西と道祖本東が統合されました。

また、大門寺地区については、対象農地がなく、かつ実行組合も途中で解散されたために、大門寺地区としては存在するのですが、個別の計画は策定しないということになっておりまして、42地区ということになります。

資料の最後に、該当の地区の一覧をつけておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

そして、この該当の地区につきましては、令和6年3月から12月にかけて全ての地区で地域ミーティング、座談会を実施させていただきました。

そのミーティングで出た意見などを基に、市において10年後、耕作している予定のある耕作者をリスト化しまして、地域計画の案として作成しましたものを、各地権者に校正を郵送させていただき、2月12日を回答期限と設定してございました。

つきましては、参考資料として、地域計画の方針について2地区ほどピックアップして添付しております。

本来であれば、42地区全ての地域計画及びその地図を添付差し上げるべき

ところですが、量が多いということもあり、また、該当地区の委員の皆様には既に別途、該当地区の地域計画が送られていることと思いますので、恐縮ながら、残る地区については割愛させていただきます。

この地域計画ですが、本日は、例として上音羽と東村の分を、付けさせてもらっております。

上音羽については、山間部でかつ圃場整備がされているような地域ということでピックアップしていきまして、東村については中山間地区、市街地に近いところで圃場整備がなされていない地区の代表ということでございます。

改めて、この中身を細かく説明すると、ちょっとお時間を頂戴してしまいますので、概要だけ説明させていただきます。

どの地区も地域計画の様式の項目に変わりはありません。

まず、農地の面積があり、かつ地域農業の現状と課題を書き、さらには将来、ここの地区ではどういった作物をどう育てるのが効率が良いかということを書く欄があります。

また、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等のところでは、誰にどのように農地を集約していくべきか。そして、それを実現させるためにはどのような手段が必要なのかということを書いた項目がございます。

細かい内容は割愛いたしますが、方針の4の部分で地域内の農業を担う者一覧、目標地図に位置づける者というのが、それぞれの地域計画についております。

例えば、上音羽であれば、裏面を見ていただきますと、ずらっと人の名前が書かれています。

これは、ミーティングやアンケート等から算出された10年後やっています、引き続きやりますというふうに回答された方のお名前を載せているものになります。

こちら今後、随時、この担い手については当然変更が可能という流れにはなっておりますが、将来的には、この人たちに農地が集約されていくことが目指されている方々ということになります。

また、この名前が載っている耕作者に紐付いた地図、目標地図についても、それぞれの各地域に用意されていますが、こちらについても、その地図は割愛させていただきます。

ただし、どの地区が策定の該当する地区なのかというのを、分かりやすくした方がよいと思いましたので、前のホワイトボードに、ちょっと大きめの地図を掲示していますので、また後ほど、お時間がありましたら、ご覧いただきまして、大体この辺りが対象となる農地とご確認いただければと思います。

繰り返しますが、茨木市の市街化調整区域の農地は、全地区、地域計画の策定が完了する見込みとなっております。

これが今までの経過というところになりますが、続いて、議案第2号の資料

に戻っていただきまして、2番、策定までのスケジュールについてです。

本日、農業委員会の皆様に意見聴取という形で行わせていただいておりますが、その他の関係機関として幾つかございます。

それら関係機関へ同じような意見聴取を3月7日までに完了させる予定としております。

その後、3月10日から24日にかけて、地域計画案の公告及び縦覧を行いまして、関係者からさらに意見を聴取するということとなります。そして、それらを取りまとめまして、3月末、令和6年度末までに地域計画を策定完了するという流れになっております。

ここまでが今年度、法律で義務づけられた、策定すべき地域計画、策定完了までの流れということで説明させていただきました。

続きまして、この地域計画ですが、今回、今年度末で策定して終わりではなく、その後の運用こそ大事という計画になっております。

そのため今後の運用をどのように進めていくのかということも併せてご説明差し上げたいと存じます。

3番、今後の運用をご覧ください。

まず、この地域計画が策定されたことによって大きく変わりますが、

(1) 農地の貸借の部分についてです。

この地域計画が策定された地域については、この地域計画、先ほど、ご覧いただきました地域内の農業を担う者に位置づけられた人に対して、みどり公社を通じて農地を貸借するということが主軸となってきます。

ただし、みどり公社を通じた貸借になりますが、それぞれ貸したい、借りたいというふうにお申し込みいただく窓口は、令和7年度以降は市農林課に地権者、あるいは、借りたいという方がお越しいただくという流れになっております。

それをイラストにしたものも一緒に掲載しておりますが、農地所有者、あるいは、借りたいと思っている担い手の方は、それぞれ農地貸付申出書、あるいは、農地借受申出書を一旦、農林課にご提出いただきます。

この場合、相手方が決まっていなくても構いません。

誰かに取りあえず貸したい、誰かからとりあえず借りたいという状態でも結構です。

その申出書を農林課にご提出いただきましたら、農林課で、それぞれの申出書の中身を拝見させていただき、条件がかみ合うであろうと思った貸手と借手について、マッチングの調整を図ります。

そして、それがうまく折り合いそうになりましたら、農林課とみどり公社で書類を調整し、作成しまして、改めて、農地所有者と担い手の貸借の契約を成立させるということになります。

この貸借の成立について、最終的な契約関係としましては、地権者も担い手もどちらも直接の契約の相手方は、みどり公社ということになります。

利用期間にも決まりがありまして、5年ないし10年程度の貸借期間となっております。

ただし、この担い手ですが、ご説明したとおり、地域内の農業を担う者に位置づけられた人、要は、この地域計画の耕作者一覧に載っている人に対して、みどり公社を通じて貸借を行います。例えば、年度当初、令和7年の4月5日くらいに担い手、新しい方がやってきて、ここの農地を借りたいというご相談があって、地権者もそれが大丈夫となったとき、その地域計画の担い手には最初はその人の名前が載っておりません。

この場合、この人には貸すことができないのかと尋ねられることもありますが、そうではありません。

後ほど、説明しますが、この地域計画は、担い手とマッチングを図る段階で、その担い手の名前が載っていなかったとしても、次の更新のタイミングで、その担い手の名前が掲載見込みであるならば、マッチングの手続を進めても構わないというような流れになっておりますので、その辺りは柔軟に対応していければと思っております。

そして、今お話ししましたとおり、担い手の変更など、地域計画の内容を頻繁に更新されていくものと理解しております。

その手続について（2）の地域計画の変更・更新という部分に書かせていただいているのですが、担い手等の変更などがあつた場合は、おおむね年度末にまとめて一括で更新を行うという方針です。

例えば、今、申し上げたとおり、担い手の変更がありましたら、その情報が農林課に届きます。農林課でその情報をストックしておきまして、そういう修正があつた地域につきましては、年度末に地域計画を更新させていただくという流れになっております。

そして、その更新した地域計画については、また同じように、農業委員会の場をお借りして意見聴取をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ここまですが今後の運用の大きな部分ですが補足としまして、（3）補助金の活用を書かせていただいております。

こちらについて、国の補助金の多くは地域計画の策定が採択要件となる見込みになっております。

そのため、活用できそうな補助金がある場合、市としても積極的に情報を取りまして、活用できそうなものがありましたら、市から各地域に打診を図っていくことを考えておりますので、また、その際はよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、地域計画についての説明を終了させていただきます。

議長

農林課からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

西林委員。

西林委員

質問しようと思ってたところの、担い手の変更になったり、今、私でしたら、私が申請、農業を担う者として、ここに位置づけられておりますが、それが将来変わったときにどうなのかなと思ってたら、説明いただきまして、年度末に一括して変更できるということなんですけれども、その変更について、どこへ申請するのか。

地域計画というのは地域ごとにありますから、地域の実行組合にするのか農林課にするのか。

どのようにして、その手続を踏めばいいのかちょっと教えて下さい。

議長

農林課、正木係長。

農林課

担い手の変更の情報ですが、基本的には農林課にお寄せいただければと思います。

ただし、各実行組合長の方が言いやすいというような状況があるようでしたら、各実行組合長に言っていただきまして、組合長においては、ちょっとお手数をおかけしますが、そういった情報が寄せられた際には、農林課に、この人が変わると言っていたら、こちらで情報をストックしておきます。

西林委員

分かりました。

農林課へ行ってそういう変更の手続をすればよいと。

変更したら、例えば、東村でしたら38名いらっしゃいますが、この38名の方には改めて、ここが変更になったという通知が行きますか。

農林課

はい、修正があった地域につきましては、最新の地域計画を、各地権者にお送りします。

西林委員

分かりました。

ありがとうございます。

議 長
矢頭委員。

矢頭委員

従来、利用権設定の関係で賃借契約しているものもありますが。これは新たに地域計画に基づいて、契約をやり直しという形になるわけですか。

議 長
農林課、正木係長。

農林課

現在、利用権を設定し、いわゆる、相対にて利用権を設定して賃借されている方については、その期間が終了するまでは、引き続き年度をまたいでも賃借契約を続けていただいで大丈夫です。

ただし、その次の更新については、改めて、みどり公社を通じた契約に切り替える必要があります。

議 長
小川委員。

小川委員

地域計画のときに所有者が貸したいって人と、いや、もう売ってしまいたいって人も何件か書いていらっしゃって、今後の運用で賃借は書いてあるんですけども、売りたい人に関係する運用っていうのはもう勝手にやっってくださいっていうことでしょうか。

議 長
農林課、正木係長。

農林課

あくまで、みどり公社は、地域計画の賃借という部分になります。売買についてのご相談は、今までどおり引き続き、農業委員会事務局にご相談をいただければと思います。

議 長
川端委員。

川端委員

ちょっと確認したいのですが、この担い手の条件って、今、三島館でも出荷

して佐保で大きく農業してもらってるのですが、その人が、みどり公社を通じて借りたいと言ったときに能勢町が反対されたと聞いております。

担い手は、茨木の人で、茨木で借りて農業されているんだけど、能勢町は貸さないという判断をされたらしいです。

それで、実際、そしたらもう、みどり公社をやめる、その地権者が、みどり公社を通じては貸さないと言っている。

それで、今、借りたいと言っている人が、自分の条件に合うから貸す場合は、相対になりますが、そうやった場合、今回、この4月から施行されるこの条件に、どういう影響が出てくるのでしょうか。

議 長

農林課、正木係長

農林課

能勢町が断られた理由がちょっと明確ではないので、何ともちょっと申し上げづらいところはあるのですが、ただ、確かにおっしゃるとおり、よくあるケースとして、みどり公社を仲介させるのが、相手には、面倒くさいとか、みどり公社を介した貸借をしたくないという方も一定いるのは把握しております。

ただ、その場合は、行政の立場からしますと、きちんと地域計画の耕作者に位置づけてやっていただきたいところではあります。

ただその辺りは、民々の細かいやり取りまで、口を挟めるような立場にはないと思っておりますので、自己責任の何らかのやり取りがあるのかとは考えています。

川端委員

相対でやってる場合は、期間っていうのは、民々でやる場合、普通なら5年、10年という期間があります。その人が好きだから、その人しか貸さないという条件でされた場合、今、言われた地域計画の絡みが、どこまで適用されるのかと思っています。

ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。

実際、うちの農家はその人から借りたのですが、その辺、今後どういう絡みが出てくるのか、罰則とかそういうことが発生するのかなど、ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。

議 長

今のは、あくまで個人的な、農地法からみるとヤミ小作的な形です。それを推奨するわけにはいかないのですが、能勢町が拒否したというのは、一つ考えられるのが、本市では実績があるけれども、能勢町では、農業委員会の台帳には何も載っていない。

どういう実績があるのか、農家と認めるには一定の条件がありますので、それを充足できたのか、できてないということもあるのではないかなと思います。その辺も原因があるのではないかなと思います。

議 長

今回、この地域計画につきましては、地域計画の区域は調整区域の全域ということで、区域を決められて、その中で実行組合単位で一応くくられたということで、4月から施行されるんですが、この名前が載ってる人以外に、また借りたい、貸したいとなりましたら、更新は1年に1回、年度末ぐらいにするとと思いますが、随時、農地中間管理機構を通じた貸し借りの手続は年度当初、途中でも進め、名前の変更は1年行うことになって、それが変わったら、また各地元の実行単位で書類が配られるのではないかなと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

議 長

西林委員。

西林委員

議案と違うかもしれませんが、今回、地域計画を2月10何日付で返信しております。

問題ない人はそのまま返しています。

地図も自分で持っています。

しかし、その地図の中の人、何か変更があったりする人もおられるじゃないですか。

持ってる地図と、正規の地図は違ってきますが。地図もまた送ってもらえるのか。

議 長

農林課、正木係長

農林課

この地域計画及びその目標地図については、完成後はホームページ等で公告、提示すべきとなっておりますので、ホームページ上に地域計画も地図も一応掲載はします。

ただし、ホームページ上に掲載する地図については、個人情報保護することとなっておりますので、Aさん、Bさん、Cさんというような形で、皆さんにお配りした地図には耕作者の名前として、明記されていたのですが、Aさん、Bさんになった分はどなたでもダウンロードできるような形ではオープンにします。

一方、耕作者入りの地図については、当然、行政は保管しておりますのと、各実行組合にも参考様式として一式お渡しはしますが、個人に耕作者名入りの完璧な大きい地図を配る予定は、申し訳ないですが、今のところございません。

西林委員

それでしたら、最終的に一つ欲しかったんですが。と言いますのは結局、隣の人が誰か分からないようになるわけです。

特に、そこへ行って作ってるので。私は、泉原でやってますけど、もう50年ぐらい行ってるから分かっているのですが、新しい人が来られたりすると分からなくなりますよね。

A、B、Cでいくと、人が変わったとしてもいつまでたっても多分A、B、Cでしょう。

農林課に行ったら教えてもらえるのか。

農林課に行ったら、地図を打ち出ししてもらえるなど、何かないのでしょうか。ちょっと検討していただきたい。

農林課

農林課にお越しいただきましたら、例えば、地域の関係者です、泉原に農地がありますと言っていたきましたら、その耕作者名入りの地図を、コピー代はちょっと負担していただくのですが、この部分をコピーしてもらうことは可能です。

西林委員

可能ですか。

農林課

はい。

一般に、窓口に来ていただいて、地域計画の目標地図を関係者なのでコピーさせていただきますというふうに、お申し出をいただければ。

西林委員

分かりました。

今回、2月分の一番新しい最新地図ができるのはいつ頃になりますか。

農林課

完全なものは3月末の策定をもって、完成版ということになります。

西林委員

分かりました。
ありがとうございました。

議 長

ほかにご意見等、ございませんでしょうか。
ご意見がございましたら、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による地域計画の策定につきまして、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。
報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、専決処理分、2件。
以下、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知、1件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。
よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。
ここで、今後の行事予定を申し上げます。
ふるさと農業再生委員会を、3月12日、水曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。
次に、都市農政対策委員会を、3月19日、水曜日、午前10時から、本館7階会議室で開催いたします。
次に、来月の定例会でございますが、3月26日、水曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これもちまして、令和7年2月定例会を閉会といたします。
慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年2月27日

茨木市農業委員会

議長

署名ずみ

署名委員

署名ずみ

署名委員

署名ずみ
